

東社労第 496 号  
平成 31 年 2 月 26 日

統括支部長、支部長 各位

東京都社会保険労務士会  
会長 大野 実  
(公印省略)

## 会則改正（会員情報の届出）に伴う周知のお願い

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当会の事業運営につきまして、格別なご協力とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 6 月 8 日開催の第 40 回通常総会において、会員情報の届出に係る会則改正（案）（第 11 条の 2 の追加）が承認され、同年 11 月 29 日開催の第 179 回理事会において「東京都社会保険労務士会会員情報の届出に関する細則（案）」が承認されて、本年 4 月 1 日より施行することとなります。この会則改正及び細則の制定により、個人会員として東京会へ入会する際、会員情報に必要な事項として電子メールアドレス等を東京会へ届け、かつ東京会 HP 会員専用ページ（以下「専用ページ」という。）に登録しなければならないものとされます。

他方、同細則附則の経過措置において、平成 31 年 4 月 1 日前に既に東京会に入会済の個人会員（以下「既存会員」という。）のうち、電子メールアドレス（以下「アドレス」という。）を所有しているものの専用ページに登録していない個人会員の方についても、施行日後速やかに専用ページに自らのアドレスを登録しなければならないものとされ、また、既存会員でアドレスを所有していない方<sup>1</sup>においても、施行日後速やかにアドレスを取得し、登録しなければならないものとされます。

統括支部長・支部長の皆様方におかれましては、業務ご多端の折誠に恐縮と存じますが、所属会員の皆様に対し、専用ページにおけるアドレスの速やかな登録につきまして、ご周知賜りたく、何卒よろしくごお願い申し上げます。

なお、会報 3 月号に別紙記事を掲載の上、対象会員の方に対し、周知を図ることとしております。

以上

[担当：事務局 荻部]

<sup>1</sup> 4 月 1 日（施行日）までに、アドレスを取得することが困難な場合、「電子メールアドレス取得猶予申立書」を 4 月 1 日（施行日）以降、速やかにご提出ください。